

社会福祉法人みのり福祉会ヘルパーステーションこもれび 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みのり福祉会が開設するヘルパーステーションこもれび（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防訪問介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防訪問介護相当サービスにあつては要支援状態等）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握をし、モニタリング結果を指定居宅介護支援事業者へ報告することとする。

3 指定訪問介護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(介護予防訪問介護相当サービスの運営の方針)

第3条 介護予防訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身の機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 介護予防訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握をし、モニタリング結果を地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者へ報告することとする。
- 3 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 みのり福祉会
ヘルパーステーションこもれび
- (2) 所在地 鳥取県倉吉市福守町492-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名以上(常勤・非常勤)

ア サービス提供責任者は、訪問介護計画(介護予防・日常生活支援総合事業)の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をする。

イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等との連携を行う。

ウ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。

- (3) 訪問介護員等 ヘルパー 2 級以上又は介護福祉士 3 名以上
訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日時及びサービス提供日時)

第 6 条 事務所の営業日時及びサービス提供日時は、次のとおりとする。

- (1) 事務所の営業日 土・日・祝祭日及び 1 2 月 3 1 日～1 月 3 日を除く
毎日

営業時間 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

- (2) サービス提供日 1 2 月 3 1 日～1 月 3 日を除く毎日

提供時間 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(事業の内容及び利用料等)

第 7 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護
(2) 生活援助

2 介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の厚生大臣が定める基準によるものとし、日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 訪問型独自サービスⅠ…週に 1 回程度 (事業対象者・要支援 1・要支援 2)
(2) 訪問型独自サービスⅡ…週に 2 回程度 (事業対象者・要支援 1・要支援 2)
(3) 訪問型独自サービスⅢ…週に 2 回を超えた場合 (要支援 2)

3 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満

500円、片道10キロメートル以上1000円

- 4 サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担とする。
- 5 通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は実費を徴収する。
- 6 第3項及び第5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町の区域とする。

(感染防止対策)

第10条 感染症予防及び蔓延防止の為に指針を策定し、感染予防対策委員会にて随時見直しを行う。

- 2 職員に対し感染予防及び蔓延防止に関する研修会を年1回以上行う。
- 3 感染症予防及び蔓延防止の為に、毎月1回の感染予防対策委員会を開催する。
- 4 感染症対策に関する措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。

なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染が発症し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 すべての訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

その他、運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。